

# けんろく通信

弁護士法人  
兼六法律事務所  
〒920-0932  
金沢市小將町3番8号  
TEL 076-232-0130  
FAX 076-232-0129  
URL:<http://kenroku.net/>  
平成25年5月 第16号



(しいのき迎賓館)

## 目次

発想法	2	名札をつけるようになりました。	4
はじめまして	2	司法修習生挨拶	4
調停事件が変わりました	3	暮らしに役立つ豆知識	4
早めの相談による安心と納得	3	編集後記	4

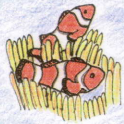
# 発想法



弁護士

小堀 秀行

先日読んだ業界紙に、発想法について書かれていました。内向きの発想と外向きの発想の違いに感心しました。内向きの発想法は、経験や常識をベースにものごとを考えます。現実的ではあるが、斬新さに欠け、ありきたりの提案しか出てきません。それに対して、外向きの発想法は、今ないものから発想し、常識外れを発想するという方法です。アイデアが斬新で、現状にこだわらない「本来あるべき姿」を指向することに長けています。かつてファミリーレストランでは携帯電話やパソコンを勝手に充電する人を迷惑客として扱い、「充電禁止」という貼り紙をしたり、コンセントに蓋をするなどの対策を講じていました。これが内向きの発想です。しかし、外向きの発想では、常識にとらわれず、客が求めているものを純粋に追及します。充電場所を求める客が多いのであれば、それに応じていくべきであり、禁止するなどんでもないこととなります。最近では、「充電自由」を集客のツールにするレストランも増えてきています。



役所は「前例踏襲主義」と非難されていますが、前例にとらわれているのは役所だけではありません。今の時代に求められているのは、常識にとらわれず、真に必要なものを提供することです。自戒したいと思います。

# はじめまして



弁護士

柴田 未来

柴田未来（みき）と申します。

弁護士法人兼六法律事務所で、5月から勤務することになりました。よろしくお願い致します。

東京で7年間弁護士として活動していましたが、その後アメリカに留学し、今年初めに帰国しました。

東京では様々な業務に関わりましたが、中でも、著作権法の改正に向けた立法活動（平成16年の改正法として結実）や、犯罪被害者の支援に関わることができたことが強く印象に残っています。

アメリカ・ロサンゼルスでは、日本映画や漫画を世界に紹介する活動をしたいという夢を実現するために、映画ビジネスや翻訳・通訳を学びました。

けれど、職業病なのでしょうか、気がつくといろいろな人の悩みや不満を聞くようになっていました。そして、見えてきたのは、煌びやかでエネルギーに満ちた街の別の顔。

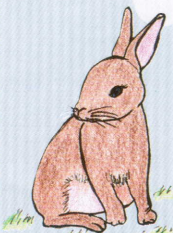
この、砂漠を切り開いて作られた人工の街は、ネオンや華やかなパーティー、音楽、着飾った人々で満ちていて、たえず人間の欲望を極限まで喚起し続けているようです。

そこに住む人々がかかえる矛盾や葛藤の一端を、2005年アカデミー賞作品賞を受賞した『クラッシュ』でご覧になった方もいるかも知れません。

そんな人々の心の闇をかいま見ているうちに、私の原点は、やはり、人生の様々な困難に直面している人たちに法律を通して何らかのお手伝いをする事ではなかったかと思うようになりました。

今回、縁あって、金沢で再び自分の原点に帰ることが出来たことを大変嬉しく、光栄に感じていますし、これまで学んだことを、この地で活かせるよう努めて参りたいと思っています。

ゴミの分別も、雪かきも、車道の左側を運転することも、久しぶりで戸惑うことばかりです。しばらくの間、ご迷惑をおかけすると思いますが、暖かい目で見ただければ幸いです。



## 法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします。

私たちは、気軽に何でも相談できる弁護士、法律事務所を目指しています。何か困ったことに直面した場合は早めに相談して下さい。

### 調停事件が変わりました



弁護士 浮田 美穂

離婚や遺産分割など、家庭内のいざこざで利用することの多いのが家庭裁判所です。

家庭裁判所では、調停委員が間に入って、離婚の条件や離婚するまでの生活費をどうするか、遺産分割の方法等を話し合う調停が行われています。

調停は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所で行います。例えば、沖縄県に住んでいたけれども、離婚したいと思って実家の石川県に戻った妻がいるとします。

妻は夫に生活費を入れてほしい、離婚してほしいと思っていますが、夫は生活費も入れてくれず、離婚にも応じてくれません。

そういう場合、妻は夫の住んでいる沖縄県の家庭裁判所に調停を申し立てなければいけません。そして、調停が開かれる度に、石川県から沖縄県まで行かないといけませんでした。

これでは、生活費をもらえても、交通費で消えてしまい、何のために調停をするのか分かりません。

しかし、今年の1月1日からは、離婚（離縁）の調停が成立する時以外は、電話で調停に参加することができるようになりました。

これまでは、弁護士を頼むにしても、石川県の弁護士に頼めば、打ち合わせはしやすいけれども、弁護士の分の交通費までかかってしまう、沖縄県の弁護士にすれば、弁護士の交通費はかからないけど、打ち合わせはしにくい、どっちの弁護士に頼もうかと悩んでいるという声もありましたが、これからは、地元の弁護士に頼まれればよいですね。

### 早めの相談による安心と納得



弁護士 横見 健太

「弁護士」と聞くと「裁判」、「裁判」と言えばテレビドラマや映画の刑事裁判の法廷をイメージする方が多いようです。

刑事裁判とは、犯罪を行ったと疑われている人に、本当に犯罪を行ったかどうか、どのような刑罰を科すべきかを裁判所が判断する手続です。

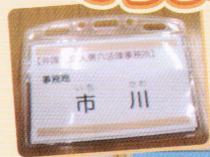
しかし、裁判所で行われている裁判としては、刑事裁判より民事裁判の方が多いです。民事裁判とは、「相手にお金を払ってほしい」「相手に物を返してほしい」などの訴えに対し、それが認められるかどうかを裁判所が判断する手続です。刑事裁判と違い、犯罪や刑罰といったことを問題にしているのではありません。

弁護士業務の割合としても、民事事件（犯罪ではないが、普段生活している中で生じる様々なトラブル）がほとんどです。民事事件の解決の方法としては、裁判の他に調停や示談交渉、法律相談などがあります。

普段の業務を通じて感じることは、弁護士に相談すべき問題かどうか分からなくても、困ったことがあれば早めに相談して頂きたいということです。早期に対処すればすぐに解決するケースも多くあります。ここでいう解決には、法律問題としてだけでなく、精神的に楽になるという意味も含まれています。



# 名札をつけるように なりました。



今年度より事務員は名札をつけています。

弁護士や事務員に対してのご要望がありましたらアンケートなどに記入してください。依頼者の方の安心と満足の為に努力していきたいと思います。

## 司法修習生挨拶

### 第66期司法修習生 山崎 真司

私は、平成25年2月4日から約2カ月間、兼六法律事務所の二木先生の下で、弁護修習をしました。弁護修習とは、法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）のいずれになるにしても、全国各地の弁護士の先生の下でその実務を学ぶための期間です。

私が修習していて感じたことは、兼六法律事務所の取扱い分野の広さと連携の強さです。事務所に所属する6人の先生の事件をもとに勉強しましたが、どの先生がお持ちの事件も特徴が異なり、本当に毎日学ぶところばかりでした。かといって、先生方は、バラバラに仕事をしているというわけではなく、「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」という事務所理念の下、連携するときには連携して活動し、常に依頼者の方の納得を第一に考えていらっしゃいました。また、事務局の仕事も体験したことで、この連携は、事務局の方の俊敏かつ正確なお仕事によって支えられているということも感じる事ができました。

私は、この修習を通して、いつか自分の弁護士事務所を開設するならば、兼六法律事務所のように「法的サービスの提供を通じて社会を幸福に」することのできる事務所になりたいと思うに至りました。本当に、ありがとうございました。

## 編集後記

依頼者の方より、事務所に飾られている花を見て「お花を見ると心が和らぎます」という感想を頂きました。私も花屋で手入れが楽な植木鉢を買ってきました。部屋に花があるといいですね。枯らさないように育てたいと思います。



事務所の階段

暮らしに役立つ



No.15

## 裁判員制度

けん爺： 前回から、裁判員裁判について話をしておいたな。

ろく美： 裁判員って、どういうことを判断するの？

けん爺： まず、裁判員は、被告人にどんな犯罪が成立するかについて判断する。

ろく美： じゃあ、被告人が「私はやっていません」と言ったら、その人が犯人かどうか決めないといけないのね。

けん爺： そうじゃ。有罪か、無罪かの判断をすることになる。

ろく美： それは、責任重大ね…。その人がやらないのに処罰をしたらえん罪を生み出してしまうことになるし、もし、本当は犯人なのに無罪としてしまったら犯罪者を逃がしてしまうことになるし…。

けん爺： そうじゃな。確かに、そういう事件を担当される裁判員の皆さんは大変だと思う。しかし、裁判官が判断したとしても、人間が裁判をするのじゃから、絶対に間違えないということはないからの一。

ろく美： それはそうかもしれないけど、でも、裁判官が判断した方が正しいんじゃないかな。

けん爺： そうとは限らないぞ。裁判官は法律の専門家ではあるけれども、どうしても経験できることは限られているじゃろう。どんなことにも精通しているわけではない。何が事実かどうかを判断する際には、豊富な社会経験やいろいろな分野の知識があった方がいいのじゃ。

ろく美： なるほど。

けん爺： 法律の専門家でないからこそ、分かること、見えてくることもあるはずじゃ。そのような一般市民の知識や感覚を取り入れて、よりよい裁判を実現するために裁判員裁判が出来たのじゃよ。

ろく美： じゃあ、私のOLとしての経験も活かされるのかな。

けん爺： そうじゃよ。裁判官は法律の専門家として、裁判員は一般市民の立場で、きちんと議論をすることでよりよい裁判が実現できるのじゃ。だから、自信を持ったらいいぞ。

